

鳥取大学少林寺拳法部 部則

第一章 総則

- 第1条 本部は鳥取大学少林寺拳法部と称する。
- 第2条 本部は鳥取市湖山町南4丁目101鳥取大学内に置く。
- 第3条 本部は少林寺拳法の技術向上に努め、その普及、発展を図りつつ、部員相互間の親睦、連帯を深めることを目的とする。
- 第4条 部員は鳥取大学に在学中の学生の部員をもって構成し、顧問を置く。顧問は鳥取大学の教官の中から、これを選出する。
- 第5条 本部は中四国学生少林寺拳法連盟に属する。

第二章 活動

- 第1条 本部は第一章第3条の目的を達成するために次の活動を行う。
1. 練習
 2. 合宿及び遠征
 3. 学祭及び吾道部演武会
 4. 部会及び幹部会
 5. 親睦会
 6. その他部会で必要と認めたこと。

第三章 機構

- 第1条 第二章第1条の活動を行うため、次の役職を置く。
- | | |
|-----------|--------------|
| 1. 主将(1名) | 6. OB連絡(1名) |
| 2. 副将(1名) | 7. 渉外(1名) |
| 3. 統制(1名) | 8. 体育会役員(1名) |
| 4. 主務(1名) | 9. 幹事(2名) |
| 5. 会計(1名) | 10. 記録(1名) |

*但し、統制は必要とした場合に限り、2名以上選出することができる。

*体育会役員、幹事、HP管理は二年次生の中からこれを選出する。また兼任してもかまわない。

第四章 幹部

- 第1条 主将は幹部会或いは次期幹部会に於いて選出される。
1. 任期は幹部会に於いて決定され、原則として12月から翌年12月までとする。
 2. 選出は任期1ヶ月以内に行う。
- 第2条 幹部は第三章第1条の役職を遂行し、必要に応じて補佐役を指名することができる。

第五章 部会

- 第1条 部会は全部員をもって構成される最高の議決機関である。
- 第2条 部会は、主将が必要と認めた場合、主将がこれを召集する。
- 第3条 部会は、全部員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 第4条 部会は次のことを行う。
1. 幹部の活動内容の承認
 2. 幹部会で決定した議題の討議及び決定
 3. 決算報告の承認
 4. その他
- 第5条 これらの部会の決定は出席部員の過半数の賛成による。賛否同数の場合、幹部が決定する。

第六章 幹部会

- 第1条 幹部会は第三章第1条の幹部で構成され、部会に次ぐ権限を持つ。
- 第2条 幹部会はその任期の活動方針を話し合い部会に提出しなければならない。
- 第3条 幹部会は主将が必要に応じて召集する。

第七章 会計

- 第1条 部員は部費及びその他の費用を期日までに納めなければならない。
- 第2条 部費及びその他の費用は幹部会に於いて決定される。
- 第3条 会計報告は幹部交代時に行う。

第八章 入部・退部及び休部

- 第1条 本部の入部を希望する者は主将に届けなければならない。
- 第2条 本部を退部したい者は主将に届け、同期との話し合いの後、幹部会の承認を受けなければならない。
- 第3条 本部を休部したい者は、理由を明らかにし、主将に届け、主将の承認を受けなければならない。
- *なお、期間中の部費は、本人の申し出により、免除される場合がある。

第九章 細則

- 第1条 部員はこの部則に従う事を義務とする。
- 第2条 部員が届け出もなく、長期に渡って練習に出てこない場合及び少林寺拳法部の品位を著しく汚した場合、幹部会の決定で退部勧告を出すことができる。

附則

- * この部則は四分の三以上の部員でもって構成された部会に於いて出席者の三分の二以上の支持によって改正することが出来る。
- * なお、この部則は、本学、少林寺拳法部に限る。
- * この部則は平成12年4月27日より施行する。
- * 平成23年4月1日より一部改正。